

令和7年第4回四万十町議会定例会

議案説明資料（追加）

令和7年12月3日

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第 1 0 号	専決処分の報告について（訴えの提起について）	1

■報告第10号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

【要旨】

水道使用料の滞納者に対し、以下のとおり訴えを提起することについて、地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項（平成18年四万十町議会告示第4号）第6項の規定により令和7年11月26日に専決処分しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告するものです。

【事件の概要】

平成28年1月から令和7年8月までの水道使用料の滞納について、再三にわたり請求してきたが、依然として滞納が解消されなかったため、一括支払いを求める支払督促を須崎簡易裁判所へ申し立てた。

その後、相手方から分割での納付等を求める異議の申立てが行われたことにより、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条に基づき訴えがあったものとみなされたため、訴訟を提起したもの。

【訴えの内容】

相 手 方	四万十町 [REDACTED] [REDACTED]
訴 え の 要 旨	四万十町は、相手方に対し、次のとおり請求する。 (1) 水道使用料 381,034 円 (2) 訴訟費用の支払
訴 訟 遂 行 の 方 針	(1) 税務課及び環境水道課職員を訴訟代理人と定める。 (2) 上記の訴訟において一括納付を原則とするが、相手方より適当と認める分納条件が提示されれば和解もありえる。

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。

1 ～ 5 略

6 債権の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停に関し、1 件（各科目ごと）につき 100 万円未満のもの

民事訴訟法（抜粋）

（督促異議の申立てによる訴訟への移行）

第 395 条 適法な督促異議の申立てがあったときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、支払督促の申立ての時に、支払督促を発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。この場合においては、督促手続の費用は、訴訟費用の一部とする。

